令和８年第３回　邑南町議会定例会（第１日目）会議録

１．招集年月日　　令和８年６月２日（令和８年５月22日告示）

２．招集の場所　　邑南町役場　議場

３．開　　会　　令和８年６月２日（火）　午前９時30分

散会　午前11時06分

４．応招議員

議席	氏　名	議席	氏　名	議席	氏　名	議席	氏　名
１番	石國佳壽子	２番	奈須　正宜	３番	鍵本　亜紀	４番	野田　佳文
５番	日高八重美	６番	瀧田　　均	７番	平野　一成	８番	宮田　　博
９番	中村　昌史	１０番	辰田　直久	１１番	山中　康樹	１２番	漆谷　光夫

５．不応招議員　　なし

６．出席議員　　１２名

議席	氏　名	議席	氏　名	議席	氏　名	議席	氏　名
１番	石國佳壽子	２番	奈須　正宜	３番	鍵本　亜紀	４番	野田　佳文
５番	日高八重美	６番	瀧田　　均	７番	平野　一成	８番	宮田　　博
９番	中村　昌史	１０番	辰田　直久	１１番	山中　康樹	１２番	漆谷　光夫

７．欠席議員　　なし

議席	氏　名	議席	氏　名	議席	氏　名	議席	氏　名

８．地方自治法第１２１条第１項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職　名	氏　名	職　名	氏　名	職　名	氏　名
町　　長	大屋　光宏	副　町　長	白須　　寿	総務課長	高瀬　満晃
資産経営課長	沖野　弘輝	情報みらい創造課長	植田　啓司	地域みらい課長	田村　　哲
財務課長	森田　政徳	町民課長	秋田　敏子	医療福祉政策課長	岩井　和也
産業支援課長	小笠原誠治	建設課長	小笠原　清	保健課長	安田　裕子
羽須美支所長	峡戸真理恵	瑞穂支所長	三浦雄一郎		
教　育　長	大橋　　覚	学びのまち総務課長	原　　拓矢	学びのまち推進課長	田村　成生
水道課長	三浦　康孝	監査委員	迫田　悦三		

９．本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長　井上　義博　　係長　日高　幸男

10．町長提出議案の題目　　別紙のとおり

11．会議録署名議員の氏名

議席	氏　名	議席	氏　名
10番	辰田　直久	11番	山中　康樹

12．本日の会議の大要は別紙のとおりである。

令和８年第３回邑南町議会定例会議事日程（第１号）

令和８年６月２日（火）午前９時30分開議

開議宣告

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　行政報告

日程第５　議案第53号　財産の取得
（ 小型動力ポンプ付軽四輪駆動消防車購入　）

日程第６　議案第54号　財産の取得
（（仮称)井原コミュニティセンター整備事業に係る
用地取得　）

日程第７　議案第55号　財産の取得
（ 学習者用ＧＩＧＡスクール端末一式購入 ）

日程第８　議案第56号　工事請負契約の締結
（（仮称)井原コミュニティセンター整備事業に係る
敷地造成工事 ）

日程第９　承認第１号　専決処分の承認
（ 邑南町税条例の一部改正 ）

日程第10　承認第２号　専決処分の承認
（ 邑南町国民健康保険税条例の一部改正 ）

日程第11　承認第３号　専決処分の承認
（ 令和７年度邑南町一般会計補正予算第12号 ）

日程第12　承認第４号　専決処分の承認
（ 令和７年度邑南町国民健康保険事業特別会計

補正予算第６号 ）

日程第13　承認第５号　専決処分の承認
（ 令和７年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計
補正予算第６号 ）

日程第14　承認第６号　専決処分の承認
（ 令和７年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計
補正予算第３号 ）

日程第15　承認第７号　専決処分の承認
（ 令和７年度邑南町電気通信事業特別会計
補正予算第４号 ）

日程第16　議案第57号　邑南町税条例の一部改正

日程第17　議案第58号　邑南町国民健康保険税条例の一部改正

日程第18　議案第59号　邑南町グラウンド等施設条例の一部改正

日程第19　議案第60号　邑南町辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する
財政上の計画の策定について(川角平佐辺地)

日程第20　議案第61号　令和８年度邑南町一般会計補正予算第１号

日程第21　議案第62号　令和８年度邑南町国民健康保険事業特別会計
補正予算第１号

日程第22　議案第63号　令和８年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計
補正予算第１号

令和８年第３回　邑南町議会定例会（第１日目）　会議録

【令和８年６月２日（火）】

――　午前９時３０分　開会　――

～～～～～～～～○～～～～～～～～

（　開会、開議宣告　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　　おはようございます。

（　「おはようございます」の声あり　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　　ただ今から、令和８年第３回邑南町議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

（　日程第１　会議録署名議員の指名　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　　日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。１０番辰田議員。１１番山中議員。お願いいたします。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

（　日程第２　会期の決定　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　　日程第２、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日６月２日から６月１６日の１５日間といたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

（　「異議なし」の声あり　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　　異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日６月２日から６月１６日の１５日間とすることに決定いたしました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

（　日程第３　諸般の報告　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　　日程第３、諸般の報告を行います。執行部より、報告第７号専決処分の報告。報告第８号令和７年度邑南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告。報告第９号令和７年度邑南町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告。報告第１０号令和７年度邑南町水道事業会計繰越計算書の報告。報告第１１号令和７年度邑南町下水道事業会計繰越計算書の報告。監査委員より、報告第１２号例月現金出納検査結果報告。以上６件について、それぞれ報告がありました。議長等の動静報告は、お手元に配布しておりますとおりでございます。受理した請願は請願文書表のとおり、受理番号２児童福祉法に基づく保育実施の責任遂行と市木・阿須那・日貫保育所（園）の継続運営に向けた町の支援強化についての請願は、総務教民常任委員会に付託いたしました。受理をした陳情は陳情文書表のとおり、受理番号１地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情書は、総務教民常任委員会に付託しましたので報告いたします。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

（　日程第４　行政報告　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　　日程第４、行政報告。これより町長に行政報告及び諸般の報告を行っていただきます。

○大屋町長（大屋光宏）　　議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏）　　令和８年第３回邑南町議会定例会に当たり、諸議案の説明に先立ちまして行政報告を申し上げます。はじめに、５月２７日に邑南町の発注工事において作業員１名が死亡するという痛ましい事故が発生しました。亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げるとともに御家族の皆様に衷心よりお悔やみ申し上げます。また、町内事業者に対しましては安全確保の徹底を周知していただくよう要請いたしました。次に、中東情勢の影響について申し上げます。邑南町内でも、原油由来の物資の値上がり入手困難など影響が懸念されます。常時、商工会・進出企業会・医療福祉法人・ＪＡなどからの情報収集を行い、課長会議で情報協議を行っています。現時点では、特にオイル関連物資、ナフサ由来の樹脂や製品の入手が難しくなるとともに、肥料など農業関連物資の値上がりが想定されています。今後、国県の動向を把

握しながら町として適切な対応を検討してまいります。なお、邑智郡総合事務組合指定のごみ袋の不足の心配もされていますが、町として十分な在庫を確保しているため当面不足する心配はありません。次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業について申し上げます。４月１日より光熱費の負担軽減を図るとともに電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を抑制することにより、地球温暖化対策環境保全推進及び町内購入促進を目的とし省エネ家電買替え促進事業及びＬＥＤ化促進事業を実施しており、本年７月末までの申請に対しそれぞれ費用の一部を助成することとしております。現在順次申請を受け付けており、５月２９日時点で省エネ家電買替え促進事業は６５件、ＬＥＤ化促進事業は３８件を受け付けております。次に、同交付金を活用したおおなんさくらカードポイント５０倍キャンペーン及び中小企業・小規模事業者人材確保支援事業について申し上げます。昨年度に続き町内消費の促進のため、５月１日からおおなんさくらカードポイント５０倍キャンペーンを昨年度より付与額等を拡大し９月末まで実施しております。また、同じく５月１日より、中小企業・小規模事業者人材確保支援事業として町内中小企業等での雇用継続を応援する支援金の申請受付を開始しており、５月２９日時点で３０件の申請があり８月末まで申請を受け付けております。次に、防災・減災に関する取組について申し上げます。近年、記録的な豪雨や猛暑・台風・大規模地震など全国的に災害が相次いでいます。邑南町においても平成２５年に、８．２４豪雨災害が発生し１３年目にあたります。引き続き、防災士の養成、防災士連絡協議会研修会、出前講座を開催し、自分や家族、自主防災組織の皆さんとともに災害に備えた対応を進めてまいります。また、令和８年５月２９日から新たな防災気象情報の運用が開始されています。豪雨・水害の激甚化に伴い洪水関係の情報変更・危険警報の新設など、気象庁が発表する防災気象情報が大きく変わりました。新たな防災気象情報では避難行動に対応した５段階の警戒レベルに整合させ、大雨などの危険度の高まりに応じて各情報を発表します。今後も防災行政無線や公式ＬＩＮＥにより、町民の皆さんに避難情報や注意喚起など情報提供をしてまいります。次に、農林業の振興について申し上げます。はじめに、神紅の産地化です。本年度４月時点の神紅に関する状況としましては、地域おこし協力隊による研修制度では７名が研修され、研修修了者１０名が現在自営で就農されています。リースハウス整備は、令和２年度から６年間で４７棟、面積にして約４．５ヘクタールとなり、作付面積では県内総面積の約４割を占め県内自治体では最大となっており、本年度はさらに約０．４ヘクタールのハウス整備を計画しております。次に、香木の森公園の状況について申し上げます。昨年度の指定管理者の変更後再開が延期となっておりました香木の森公園内の旧香夢里は、４月２２日よりＳＨＯＰ＆ＣＡＦＥ（ショップ・アンド・カフェ）としてオープンしております。このＳＨＯＰ＆ＣＡＦＥには、

これまで香木の森公園内のクラフト館で行っていた特産物販売や観光案内機能を移転するとともに、授乳室やおむつ替えスペースを整備したカフェとして、公園を利用されるお子様連れの方により便利に御利用いただける環境を整えております。次に、企業版ふるさと納税について申し上げます。邑南町では、自主財源を確保し地域課題に対応していくため企業版ふるさと納税制度の活用を進めております。令和７年度は、邑南町に対し企業１０社から約１，９００万円の御寄附をいただきました。また、令和３年度からの寄附金総額は４，０００万円を超えております。令和７年度にいただいた御寄附につきましては、令和８年度当初予算において子育て応援ポイント付与事業やｅスポーツを活用したＤＸ人材育成事業など、地方創生に資する取組に活用しております。令和８年度に入りましても、昨年度に引き続き子育て支援としての赤ちゃん用飲料水の御寄附をいただくなど、企業２社から寄附のお申出をいただいております。次に、脱炭素先行地域づくり事業について申し上げます。地域新電力会社おおなんきらりエネルギー株式会社の事業進捗です。ＰＰＡ事業を活用した太陽光発電設備の整備は、令和７年度に公共施設へ２件を設置し令和７年度末までに４６件の設置が完了しております。次に、邑南町が行う事業についてでございます。脱炭素先行地域づくり事業を活用して実施する事業でございますが、道の駅瑞穂再整備事業の地中熱を活用した空調及び融雪設備やいわみ温泉活用施設薪ボイラー設置事業、いわみスタジアム、公民館、学校のＬＥＤ照明の設置が完了しています。また、令和７年度はふるさと基金を活用し先行地域対象地域以外の地区におけるＰＰＡ事業を２件実施いたしました。今年度はエネルギーの地産地消による地域内循環の推進を図り、町内の再生可能エネルギーの利用拡大を推進するため、邑南町再生可能エネルギー利用拡大推進事業として電力需給契約に基づき、電力を供給する町内の地域新電力会社に対して費用の一部を補助しています。５月２０日現在４８件の相談を受け付けております。次に、保育所再編について申し上げます。令和８年度末をもって閉所することを決定された瑞穂福祉会の阿須那保育所・市木保育園及び石見さくら会の日貫保育所の地域説明会を、４月２７日月曜日から保育所所在地の公民館を会場に計３回開催し延べ１５５人の参加をいただきました。３保育所とも閉所の理由は保育士不足であり、保育所の利用人数を原則２０人を目安として再編を実施し、町全体で将来にわたって安定した保育が確保できるよう理解を求めましたが参加者からは存続を求める意見が多く寄せられました。町営での存続を求める意見もありましたが、保育士確保の課題も残り法人の決定を尊重する考えでございます。次に、国民健康保険事業について申し上げます。令和７年度の医療費については、令和６年度と比較し入院の医療費が減となっており結果として総額も減となっております。国保税の税率につきましては、当初予算では前年度の税率により編成しておりましたが、この度国保税の本算定に向け

て、令和８年度の課税所得額や医療費推計・基金保有額等を踏まえ算出を行いました。本町の被保険者数は減少が続いている一方で１人当たりの医療費は年々増加しており、今後も被保険者数の増加は見込めないこと。また、今後の県内保険料水準統一化に向け国保税の急激な引上げを防ぐ対応が必要なため、本年度の保険税率については、本算定に合わせ全体的に引き上げる方針を固め本定例会に条例改正を提出しております。次に、教育委員会関係について申し上げます。はじめに、小中学校の統廃合に関する事業について申し上げます。邑南町小中学校の統廃合に関する事業の進捗状況は、昨年度の小中学校の在り方検討委員会の答申内容を広く知っていただけるよう、邑南町ホームページ上や役場本庁・各支所・各公民館で閲覧いただけるようにしています。また、６月２４日に教育の在り方研修会を開催し、邑南町の教育の在り方について小中学校の在り方検討委員会委員長松本一郎島根大学教授に、今求められている教育の在り方や答申の内容について講義していただきます。講義の中で意見交換も予定しています。この研修会を町民の皆様の御意見を伺うスタートとして位置づけ、今後様々な形で御意見をいただく機会を設定したいと考えています。次に、国民スポーツ大会の進捗状況についてです。体制整備では令和９年度の実行委員会の設立に向けて、設立発起人会の開催準備、組織体制の構築や各種方針・計画案の作成を進めています。あわせて軟式野球開催を担当する４市町と県軟式野球連盟と連携を密にし、体制整備を行ってまいります。施設整備では、現在昨年度策定した施設改修の基本計画に基づき、島根県環境生活部島根かみあり国スポ・全スポ局と今後の施設改修等について協議を進めています。本年度は、令和９年度の改修工事着工に向けいわみスタジアムと瑞穂球場の改修設計を進めています。２０２９年、令和１１年にプレ大会を開催する必要があるためそれまでに改修を終えるよう計画立てて事業を進めています。なお、先催県視察については青森県の軟式野球会場を予定しています。次に、町内小学校における学校給食費の無償化についてです。今年度より国の給食費負担軽減交付金交付要綱に基づく交付金をもとに、不足分は町の財源を用いて給食費の保護者負担分を無償化いたしました。また、アレルギーにより給食の喫食ができず弁当を持参する邑南町内の小学校に在籍する児童の保護者に対して交付する補助金を、一般会計補正予算第１号案に計上しています。次に、令和７年度における各会計の決算見込みについて報告します。各会計とも、令和８年５月２９日現在の決算状況について把握しています数値を決算見込額として報告します。決算状況については、全ての会計において不足を生じることなく決算ができる見込みでございます。まず、一般会計については、歳入総額１４３億９，１７８万円。歳出総額１４０億７，５３９万円。歳入歳出差引額は３億１，６３９万円の黒字となる見込みですが、この中には繰越明許費及び事故繰越に係る翌年度へ繰り越すべき財源３，６００万円が含まれておりま

す。特別会計につきましても、全て黒字となる見込みでございます。内訳でございますが、国民健康保険事業特別会計が１，０７３万円。国民健康保険直営診療所事業特別会計が６３９万円。後期高齢者医療事業特別会計が３９８万円。電気通信事業特別会計が２，７９６万円となっています。また、水道事業につきましては、収益的収入３億７，３１３万円。収益的支出３億９，９７３万円。資本的収入３億７，４９７万円。資本的支出５億６，０１７万円となっています。下水道事業につきましては、収益的収入７億６，９５３万円。収益的支出７億３，２４７万円。資本的収入４億６，２７０万円。資本的支出６億５，２８５万円となっています。次に邑南町発注の公共事業についてでございますが、これは別紙一覧表で発注状況を御報告させていただきますのでそちらを御覧ください。以上、６月議会定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。なお、本定例会に提案いたします議案は、条例案３件、補正予算案３件、その他案５件、合わせて１１件としております。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　以上で、町長の行政報告は終了いたしました。

（別紙）

令和8年度　邑南町公共事業発注状況一覧表

令和8年5月22日現在

担当課	事業名	路線名等	箇所名	事業内容	発注日	備考
建設課	令和7年度(繰)8月豪雨災害復旧事業　2101／82号田所下農地災害復旧工事	田所下農地	田所	災害復旧工事	R6.4.27	
建設課	令和7年度(繰)8月豪雨災害復旧事業　2303／82号三坂農地災害復旧工事	三坂農地	田所	災害復旧工事	R6.4.23	
建設課	令和7年度(繰)8月豪雨災害復旧事業　2401／82号上伏谷農地災害復旧工事	上伏谷農地	高原	災害復旧工事	R6.4.23	
建設課	令和7年度(繰)8月豪雨災害復旧事業　3601／82号福原農地災害復旧工事	福原農地	日貫	災害復旧工事	R6.4.23	
資産経営課	令和7年度(繰)町単独事業邑南町公共施設三本松団地給水ポンプ室ほか解体･撤去工事	三本松団地給水ポンプ室ほか	出羽	解体･撤去工事	R8.4.23	
学びのまち総務課	令和8年度矢上小学校外壁等補修工事	矢上小学校外壁等	矢上	補修工事	R8.4.23	
学びのまち総務課	令和8年度瑞穂中学校外壁等改修工事	瑞穂中学校外壁等	出羽	改修工事	R8.4.23	
学びのまち総務課	令和8年度口羽小学校図書室空調修繕工事	口羽小学校図書室空調	口羽	修繕工事	R8.4.23	
学びのまち総務課	令和8年度邑学館整備事業邑学館厨房空調更新工事	邑学館厨房空調	矢上	更新工事	R8.4.23	

～～～～～～～～○～～～～～～～～

（　日程第５　議案第５３号　財産の取得
（ 小型動力ポンプ付軽四輪駆動消防車購入 ）　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　　日程第５、議案第５３号財産の取得を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏）　　議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏）　　議案第５３号の提案理由を御説明申し上げます。議案第５３号は財産の取得についてでございますが、これは小型動力ポンプ付軽四輪駆動消防車を購入しようとするものでございます。詳細につきましては総務課長が説明しますので、よろしくお願いいたします。

○高瀬総務課長（高瀬満晃）　　議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　番外、高瀬総務課長。

○高瀬総務課長（高瀬満晃）　　議案第５３号財産の取得について説明いたします。取得の物品は、小型動力ポンプ付軽四輪駆動消防車です。車両更新計画に基づき取得から２０年以上経過し更新が必要となった、第１０井原分団及び第１１日貫分団の車両を普通車から軽四輪車にそれぞれ更新するものです。５月２８日に指名競争入札を執行し、株式会社スエヒロ島根営業所が１，５８０万円で落札され、消費税を加えた１，７３８万円で同日に仮契約を締結したところです。以上、地方自治法第９６条第１項及び邑南町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　以上で提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫）　　無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。討論は反対討論から始め、賛成討論・反対討論と交互に行います。反対討論はありませんか。

（　「ありません」の声あり　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　　賛成討論はありませんか。

（　「ありません」の声あり　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　　無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第５３号に、賛成の方の挙手を求めます。

（　挙手全員　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　　全員賛成。したがって、議案第５３号につきましては原案のとおり決定いたしました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

（　日程第６　議案第５４号　財産の取得
（（仮称）井原コミュニティセンター整備事業に係る
用地取得　）　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　　日程第６、議案第５４号財産の取得を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏）　　議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏）　　議案第５４号の提案理由を御説明申し上げます。議案第５４号は財産の取得についてでございますが、これは井原コミュニティセンター整備事業に係る用地を取得しようとするものでございます。詳細につきましては地域みらい課長が説明しますので、よろしくお願いいたします。

○田村地域みらい課長（田村哲）　　議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　番外、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲）　　議案第５４号財産の取得について御説明申し上げます。井原コミュニティセンター整備事業における地域コミュニティの拠点施設整備・駐車場の整備に要する用地取得に関して、邑南町井原地内の整備計画敷地内に用地を所有する個人４名と令和８年５月１３日に土地売買に関する仮契約を締結したところでございます。以上、地方自治法第９６条第１項第８号及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（　「ありません」の声あり　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　　無いようですので質疑を終わります。これより議論の討論を行います。反対討論はありませんか。

（　「ありません」の声あり　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　　賛成討論はありませんか。

（　「ありません」の声あり　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　　無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第５４号に賛成の方の挙手を求めます。

（　挙手全員　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　　全員賛成。したがって、議案第５４号につきましては原案のとおり決定いたしました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

（　日程第７　議案第５５号　財産の取得

（ 学習者用ＧＩＧＡスクール端末一式購入 ）　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　　日程第７、議案第５５号財産の取得を議題といたしま

す。提出者から提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏）　　議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏）　　議案第５５号の提案理由を御説明申し上げます。議案第５５号財産の取得についてでございますが、これは学習用ＧＩＧＡスクール端末一式を購入しようとするものでございます。詳細につきましては学びのまち総務課長が説明しますので、よろしくお願いいたします。

○原学びのまち総務課長（原拓矢）　　議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　番外、原学びのまち総務課長。

○原学びのまち総務課長（原拓矢）　　議案第５５号財産の取得について御説明申し上げます。ＧＩＧＡスクール１期で導入された端末を更新するに当たりまして、島根県ＧＩＧＡスクール構想推進協議会の共通仕様書に基づき学習者用端末を共同調達するために、５月１８日プロポーザル審査会で採用された事業者と令和８年５月２６日に物品購入に関する仮契約を締結したところでございます。取得物品及び数量は、小中学校ＧＩＧＡスクール端末８５４台です。取得方法は、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定による随意契約。取得金額は、税込みで４，６２１万８，４８０円です。取得相手先は、島根県松江市学園南２丁目１０番１４号ティーエスケイ情報システム株式会社となります。以上、地方自治法第９６条第１項第８号及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

●日高議員（日高八重美）　　議長、５番。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　５番、日高議員。

●日高議員（日高八重美）　　確認なんですけど取得方法のところに随意契約とあるんですが、５月２９日の全員協議会では特命随意契約になってたと思うんです。これは内容が変わったのか、途中で何かそういった契約の仕方が変わったのか、説明をお願いします。

○原学びのまち総務課長（原拓矢）　　議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　番外、原学びのまち総務課長。

○原学びのまち総務課長（原拓矢）　　全員協議会で申し上げた特命随意契約。それから今回お示しさせていただきました法令上の条項につきまして、同じことでございます。法令にのっとったものということで、今回この説明をさせていただいたものでございます。以上です。

●日高議員（日高八重美）　　議長、５番。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　５番、日高議員。

●日高議員（日高八重美）　　特命随意契約と随意契約は特に中身が変わったとかいうことではなくて、同じことと理解していいんですか。もし同じことであれば、特命随意契約という場合にはいろいろその理由があると思うんです。その理由は何だったのか教えてください。

○原学びのまち総務課長（原拓矢）　　議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　番外、原学びのまち総務課長。

○原学びのまち総務課長（原拓矢）　　随意契約につきましては、施行令上全部で９号までございます。１号が少額随契ということで複数社の見積り合わせということがございます。２号から９号までにつきましては、特命随契、１社での随意契約になります。今回プロポーザル審査会で指名業者１社が承認されそちらと契約するということで、２号の特命随意契約をさせていただいております。以上です。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　そのほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫）　無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。反対討論はありませんか。

（　「ありません」の声あり　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　賛成討論はありませんか。

（　「ありません」の声あり　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第５５号に賛成の方の挙手を求めます。

（　挙手全員　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　全員賛成。したがって、議案第５５号につきましては原案のとおり決定いたしました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

（　日程第８　議案第５６号　工事請負契約の締結
（（仮称）井原コミュニティセンター整備事業に係る
敷地造成工事　）　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　日程第８、議案第５６号工事請負契約の締結を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏）　議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫）　番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏）　議案第５６号の提案理由を御説明申し上げます。議案第５６号井原コミュニティセンター整備事業に係る敷地造成工事の請負契約の締結につきまして、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては地域みらい課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○田村地域みらい課長（田村哲）　議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　番外、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲）　　議案第５６号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。工事名は、令和８年度井原コミュニティセンター整備事業（仮称）井原コミュニティセンター造成工事です。工事場所は邑南町井原地内です。この度の工事は、指名競争入札方式により令和８年５月２８日に入札を実施し株式会社溝辺組が６，８７０万円で落札されました。消費税を加えました７，５５７万円で、５月２８日に仮契約を締結させていただいたところでございます。工期は令和９年３月２２日までとしております。以上、地方自治法第９６条第１項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（　「ありません」の声あり　）

。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。反対討論はありませんか。

（　「ありません」の声あり　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　　賛成討論はありませんか。

（　「ありません」の声あり　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　　無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第５６号に賛成の方の挙手を求めます。

（　挙手全員　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　　全員賛成。したがって、議案第５６号につきましては原案のとおり決定いたしました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

（　日程第９　　承認第１号　専決処分の承認

（ 邑南町税条例の一部改正 ）　）

（　日程第１０　承認第２号　専決処分の承認
（ 邑南町国民健康保険税条例の一部改正 ）　）
（　日程第１１　承認第３号　専決処分の承認
（ 令和７年度邑南町一般会計補正予算第１２号 ）　）
（　日程第１２　承認第４号　専決処分の承認
（ 令和７年度邑南町国民健康保険事業特別会計
補正予算第６号 ））
（　日程第１３　承認第５号　専決処分の承認
（ 令和７年度邑南町国民健康保険直営診療所事業
特別会計補正予算第６号 ）　）
（　日程第１４　承認第６号　専決処分の承認
（ 令和７年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計
補正予算第３号 ）　）
（　日程第１５　承認第７号　専決処分の承認
（ 令和７年度邑南町電気通信事業特別会計
補正予算第４号 ）　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　日程第９、承認第１号専決処分の承認から、日程第１５、承認第７号専決処分の承認までを一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏）　議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫）　番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏）　承認第１号から第７号の提案理由を御説明申し上げます。これらは、専決処分につきまして議会に報告し承認を求めるものでございます。承認第１号につきましては、地方税法等の一部改正に伴い邑南町税条例の一部改正を専決処分したものでございます。承認第２号につきましては、地方税法等の一部改正に伴い邑南町国民健康保険税条例の一部改正を専決処分したものでございます。承認第３号につきましては、令和７年度邑南町一般会計補正予算第１２号により歳入歳出それぞれ９，１２０万１，０００円を減額することについて、専決処分したものでございます。承認第４号につきましては、令和７年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第６号により歳入歳出それぞれ７，７９３万２，０００円を減額することに

ついて、専決処分したものでございます。承認第５号につきましては、令和７年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第６号により、へき地医療対策費補助金の確定により歳入予算の組替えをすることについて、専決処分したものでございます。承認第６号につきましては、令和７年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第３号により歳入歳出それぞれ１，２６４万５，０００円を減額することについて、専決処分したものでございます。承認第７号につきましては、令和７年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第４号により歳入歳出それぞれ９０万円を減額することについて、専決処分したものでございます。詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○森田財務課長（森田政徳）　　議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　番外、森田財務課長。

○森田財務課長（森田政徳）　　承認第１号専決処分の承認を求めることについて、邑南町税条例の一部改正について説明いたします。邑南町税条例の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和８年３月３１日に公布され、このうち４月１日から施行されたものについて、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき令和８年３月３１日に専決処分により改正したものです。主な改正内容は、軽自動車税環境性能割が令和８年３月３１日をもって廃止されたことに伴い条例において該当する規定を削除するとともに、種別割の名称を軽自動車税に改めるほか地方税法等の一部改正に伴う項ずれの整理や規定の削除など、その他規定の整備を行ったものです。新旧対照表で、主な改正点について要旨を説明いたします。新旧対照表の改正後を御覧ください。１ページの第１８条の３は、納税証明事項について軽自動車税環境性能割の廃止に伴い種別割の名称を軽自動車税に変更する改正です。第１９条は、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金について、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い該当する規定を削除する改正です。２ページの第３３条は、所得割の課税標準について特定大口株主が受ける配当等を特定配当等の範囲に含め配当割５％を特別徴収の対象とする規定の追加です。３ページの第８０条軽自動車税の納税義務者等から、１１ページの第９１条原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等については、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い種別割の名称を軽自動車税に変更し該当する規定を削除するなどの改正です。１３ページの附則第７条の３は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について法改正に合わせて項ずれを整理するなどの改正です。１４ページの附則第８条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の

特例について適用期限を３年間延長する改正です。１５ページの附則第１０条の２は、法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合について、固定資産税の特例割合に関する法改正に合わせて項ずれを整理する改正です。１６ページの附則第１０条の３は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、法改正に合わせて項ずれを整理する改正です。１９ページの附則第１５条の２軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例から、２３ページの附則第１６条の２軽自動車税の賦課徴収の特例については、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い種別割の名称を軽自動車税に変更し該当する規定を削除するなどの改正です。２４ページの附則第１６条の３は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例について、特定大口株主が受ける配当等を特定配当等の範囲に追加されたことによる所要の改正です。２５ページの附則第１６条の４は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例について、土地の短期譲渡等に係る追加課税等の停止措置を３年間延長する改正です。２６ページの附則第１７条は、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例について、優良建築物等の譲渡や特定の事業用資産の買換えに伴う課税の特例措置の適用期限を３年間延長する改正です。附則第１７条の２は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、２，０００万越えの譲渡所得に係る軽減税率の適用期限を３年間延長する改正です。２８ページの附則第１８条は、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例について、適用除外措置の宅地に係る住宅の建築費単価の改正と適用期限を３年間延長する改正です。附則第１９条は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例について適用期限を３年間延長するなどの改正です。２９ページの附則第２０条は、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例について法改正に合わせて項ずれを整理する改正です。３０ページの附則第２０条の２特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、及び３１ページの附則第２０条の３条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例は、特定大口株主が受ける配当等を特定配当等の範囲に追加されたことによる所要の改正です。改正文の５ページを御覧ください。附則第１条では、改正条例の施行期日を令和８年４月１日としております。以下、第２条は固定資産税に関する経過措置、第３条は軽自動車税に関する経過措置を規定しています。続いて、承認第２号専決処分の承認を求めることについて、邑南町国民健康保険税条例の一部改正について説明いたします。邑南町国民健康保険税条例の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和８年３月３１日に公布されこのうち令和８年４月１日から施行されたものについて、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和８年３月３１日に専決処分により改正したものです。今回の改正は、国民健康保険税の医療分の基

礎課税額に係る課税限度額の引上げ。所得が基準額に満たない世帯に対する軽減措置に係る判定所得基準額の見直し。及び子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、国民健康保険税の賦課項目について新たに子ども・子育て支援納付金分を追加するとともに、子ども・子育て支援納付金分に係る課税限度額などの項目を追加する改正です。新旧対照表で、主な改正点について要旨を説明します。新旧対照表の改正後を御覧ください。１ページの第２条第１項第１号及び第４号は、課税額について新たに子ども・子育て支援納付金分を追加するものです。２ページの第２項は、医療分の基礎課税額に係る課税限度額を６６万円から６７万円に引き上げるものです。第５項は、子ども・子育て支援納付金分保険税に係る課税限度額を３万円に設定する改正です。４ページの第９条の４から第９条の７は、子ども・子育て支援納付金課税額を新たに設定するもので、第９条の４は国民健康保険の被保険者に係る所得割額を、第９条の５は国民健康保険の被保険者均等割額を、第９条の６は１８歳以上被保険者均等割額を、第９条の７は国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額をそれぞれ設定する改正です。５ページの第２３条第１項は、国民健康保険税の減額について医療分の基礎課税額に係る課税限度額を６６万円から６７万円に引上げ、及び子ども・子育て支援納付金分保険税に係る課税限度額を３万円に設定するものです。６ページの第２３条第１項第１号のキからケは、７割軽減の被保険者の子ども・子育て支援納付金課税額を新たに設定するもので、キは被保険者均等割額を、クは１８歳以上被保険者均等割額を、ケは国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額をそれぞれ設定する改正です。７ページの第２号は、減額措置に係る軽減判定所得の基準額を見直すもので、５割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を３０万５，０００円から３１万円に引き上げる改正です。第２号のキからケは、５割軽減の被保険者の子ども・子育て支援納付金課税額を新たに設定するもので、被保険者均等割額、１８歳以上被保険者均等割額及び被保険者世帯別平等割額をそれぞれ設定する改正です。８ページの第３号は、減額措置に係る軽減判定所得の基準額を見直すもので、２割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を５６万円から５７万円に引き上げる改正です。第３号のキからケは、２割軽減の被保険者の子ども・子育て支援納付金課税額を新たに設定するもので、被保険者均等割額１８歳以上被保険者均等割額及び被保険者世帯別平等割額をそれぞれ設定する改正です。８ページの第２項から１８ページの附則第１９号までは、子ども・子育て支援納付金分に係る課税限度額の項目の追加などに伴い規定を整理するものです。改正文の６ページを御覧ください。附則第１項では、改正条例の施行期日を令和８年４月１日から施行するとしています。第２項では、適用区分を令和８年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和７年度分までは従前の例によるものとしています。続い

て、承認第３号専決処分の承認を求めることについて、令和７年度邑南町一般会計補正予算第１２号について説明いたします。予算書の１ページです。第１条の歳入歳出予算の補正ですが歳入歳出それぞれ９，１２０万１，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を１３１億３，０６０万１，０００円としたものです。今回の補正は、歳入については、特別交付税・地方譲与税・各種交付金・国庫県支出金・地方債等の決算見込額への補正や歳出決算見込額に基づく基金繰入金の減額。歳出については、国県支出金・地方債・基金繰入金等の減額に伴う歳出の減額や歳入の増加に伴う基金積立金の追加などの補正となっています。歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額につきましては、２ページから５ページの第１表歳入歳出予算補正に記載しています。第２条の地方債の補正ですが事業費の決算見込みに伴う限度額の補正で、６ページの第２表地方債補正のとおりです。補正後の地方債合計額は１０億８，７２０万円です。補正予算の主な内容を、予算に関する説明書の事項別明細書で説明いたします。４ページの歳入です。２款地方譲与税から６ページの８款環境性能割交付金及び８ページの１１款交通安全対策特別交付金は、交付額の確定による補正です。同じく８ページ１０款地方交付税は４，４２５万９，０００円の追加で主なものは、特別交付税が交付額の確定により４，４２１万１，０００円の追加などです。１０ページ１４款国庫支出金２項国庫補助金２目総務費国庫補助金は３，３３７万９，０００円の減額で、主なものは、１節総務管理費補助金のデジタル基盤改革支援補助金が地方公共団体情報システムの標準化共通化に係る事業費の決算見込額に基づき、３，４８８万６，０００円の減額などです。８目土木費国庫補助金は２，５３９万４，０００円の追加で、除雪費に対する補助金として社会資本整備総合交付金（道路）が２３９万４，０００円、臨時市町村道除雪事業費補助金が２，３００万円、それぞれ交付決定されたことにより追加したものです。１８ページから２０ページ１７款寄附金１項寄附金は６，７４８万５，０００円の減額で、主なものは２１ページの２節ふるさと寄附金が寄附額の確定に伴い７，１０８万５，０００円の減額などです。１８款繰入金２項基金繰入金は、基金充当事業費の決算見込みにより４，６５９万８，０００円の減額で、主なものは１５目ふるさと基金繰入金が３，８０４万１，０００円の減額などです。２２ページから２４ページの２１款町債は、第２表地方債補正のとおりです。２６ページから歳出です。２款総務費１項総務管理費１目一般管理費は８，０３５万２，０００円の追加で、主なものは００２一般管理費０３財政調整基金管理費が、財源の調整に伴い積立金を１億７，５４３万６，０００円の追加。１７ふるさと基金管理費が、ふるさと寄附金の減額に伴い７，１０８万４，０００円の減額。１８ふるさと基金事業費が決算見込みにより２，４０３万９，０００円の減額。２４まち・ひと・しごと創生基金管理費が企業版ふるさと納税寄附額の確定に伴い、積立金を１７８万円の追

加などです。これにより財政調整基金の令和７年度末残高は、１３億９，３７５万円となる見込みです。２８ページ。２款総務費２項徴税費２目賦課徴収費は１，２２９万９，０００円の減額で、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業費の確定による、邑智郡総合事務組合負担金（情報システム課）の減額です。３０ページ。２款総務費４項選挙費１目選挙管理委員会費は１，２３１万４，０００円の減額で、邑智郡総合事務組合負担金（情報システム課）の減額によるものです。３２ページから３４ページの３款民生費１項社会福祉費は４，５０２万２，０００円の減額で、主なものは邑智郡総合事務組合負担金（情報システム課）の減額などで、１目社会福祉総務費が１，８９６万９，０００円の減額。３目老人福祉費が１，２６４万５，０００円の減額。５目国民年金事務費が１，２３１万４，０００円の減額です。３６ページ。４款衛生費１項保健衛生費１目保健衛生総務費は１，３４７万６，０００円の減額で、主なものは００１保健衛生総務費０３邑智郡総合事務組合負担金（情報システム課）が１，２４０万４，０００円の減額などです。４２ページ。７款商工費１項商工費２目商工業振興費は１，１２６万６，０００円の減額で、主なものは、０２１邑南町ＩＣカード利用促進事業費（重点交付金）０１邑南町ＩＣカード利用促進事業費（重点交付金）が、事業費確定により１，１２５万７，０００円の減額などです。４６ページ。８款土木費４項住宅費１目住宅管理費は１，３６６万１，０００円の減額で、主なものは、００１住宅管理総務費０２邑智郡総合事務組合負担金（情報システム課）が１，２３１万４，０００円の減額などです。４８ページ。１０款教育費１項教育総務費２目事務局費は１５８万１，０００円の追加で、主なものは、００１事務局費（教育委員会）０１事務局費（教育委員会）が伊藤宜二氏著作権料の寄附収入額確定に伴い、瑞穂小学校補助金が１６０万１，０００円の追加などです。以上、承認第１号から承認第３号につきまして、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。よろしくお願いします。

○秋田町民課長（秋田敏子）　　議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　番外、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子）　　承認第４号専決処分の承認につきまして、令和７年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第６号につきまして御説明申し上げます。第１条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ７，７９３万２，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２億６，４０６万２，

０００円としたものでございます。この度の補正は、歳入及び歳出の確定に伴いまして補正をしたものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。５款県支出金２項県補助金２目の保険給付費等交付金につきましては、普通交付金及び特別交付金の確定に伴いまして、６，８６０万４，０００円を減額いたしました。９款繰入金１項基金繰入金１目の国民健康保険事業基金繰入金につきましては、基金の取崩しを２６７万３，０００円減額いたしました。同款２項他会計繰入金１目の一般会計繰入金は、６６５万５，０００円を減額いたしました。続きまして歳出でございます。１款総務費１項の総務管理費でございますが、邑智郡総合事務組合情報システム課負担金を６６５万５，０００円減額いたしました。２款保険給付費１項の療養諸費でございますが、療養給付費額等の確定によりまして１目の療養給付費５，４４４万３，０００円、３目の療養費５６万８，０００円、５目の審査支払い手数料４６万３，０００円をそれぞれ減額いたしました。次に同款２項の高額療養費でございますが、高額療養給付費額等の確定によりまして、１目の高額療養費１，４３９万２，０００円、３目の高額介護合算療養費１４万９，０００円をそれぞれ減額いたしました。同款５項移送費は１５万円、同款６項傷病手当金は５万円をそれぞれ減額いたしました。次に５款保健事業費２項特定健康診査等事業費は、委託料の確定によりまして、１０６万２，０００円を減額いたしました。続きまして、承認第５号専決処分の承認につきまして、令和７年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第６号につきまして、御説明申し上げます。第１条歳入歳出予算の補正でございますが、この度の補正は歳入の確定に伴う補正でございまして歳入歳出予算の総額に変更はございません。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。歳入でございます。５款県支出金１項県補助金４目のへき地医療対策費補助金につきましては、へき地診療所運営事業費補助金の確定に伴いまして、３７万７，０００円を減額いたしました。８款繰入金１項他会計繰入金１目の一般会計繰入金につきましては、補助金の確定に伴いまして、３７万７，０００円を追加いたしました。続きまして、承認第６号専決処分の承認につきまして、令和７年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第３号につきまして、御説明申し上げます。第１条歳入歳出予算の補正でございますが歳入歳出それぞれ１，２６４万５，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億４，３４４万６，０００円としたものでございます。この度の補正は、歳入及び歳出の確定に伴いまして補正をしたものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。５款繰入金１項一般会計繰入金１目の事務費繰入金につきましては、１，２６４万５，０００円を減額いたしました。続きまして歳出でございます。

１款総務費１項総務管理費１目の後期高齢者医療事業一般管理費につきましては、邑智郡総合事務組合負担金を１，２６４万５，０００円減額をいたしました。以上、３会計につきましてそれぞれ地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○植田情報みらい創造課長（植田啓司）　　議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　番外、植田情報みらい創造課長。

○植田情報みらい創造課長（植田啓司）　　承認第７号専決処分の承認を求めることについて、令和７年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第４号について、御説明いたします。予算書の１ページをお開きください。第１条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ９０万円を減額し、歳入歳出それぞれ５億３，０３６万円とするものでございます。歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額につきましては、２ページ及び３ページの第１表歳入歳出予算補正に記載しております。次に補正予算の内容を、予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。事項別明細書の１ページ、２ページをお開きください。はじめに歳入でございます。情報通信事業費補助金の確定に伴い、情報基盤整備事業債を９０万円の減額としております。歳入の減額に伴い、歳出において施設整備事業費を９０万円減額するものでございます。以上、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同法第３項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

（　日程第１６　議案第５７号
邑南町税条例の一部改正　）
（　日程第１７　議案第５８号
邑南町国民健康保険税条例の一部改正　）
（　日程第１８　議案第５９号
邑南町グラウンド等施設条例の一部改正　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　日程第１６、議案第５７号邑南町税条例の一部改正から、日程第１８、議案第５９号邑南町グラウンド等施設条例の一部改正までを一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏）　議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫）　番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏）　議案第５７号から議案第５９号までの提案理由を、御説明申し上げます。議案第５７号から議案第５９号は、条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。議案第５７号につきましては、地方税法等の改正に伴い邑南町税条例の一部を改正するものでございます。議案第５８号につきましては、保険税率の変更に伴い邑南町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。議案第５９号につきましては、矢上屋内多目的コートの廃止に伴い邑南町グラウンド等施設条例の一部を改正するものでございます。以上、詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明しますので、よろしくお願いいたします。

○森田財務課長（森田政徳）　議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫）　番外、森田財務課長。

○森田財務課長（森田政徳）　議案第５７号邑南町税条例の一部改正について説明いたします。この度の改正は、令和８年度税制改正の大綱に基づき令和８年３月３１日に公布された地方税法等の一部を改正する法律のうち、６月定例会以降に施行されるものについて改正するものです。新旧対照表で、主要な改正点について要旨を説明いたします。新旧対照表１ページの改正後を御覧ください。第３４条の７は寄附金税額控除について法改正に合わせて改正を行うもので、防衛費増額に伴う財源確保のため、復興特別所得税の課税期間が令和１９年から令和２９年までに延長されること及び防衛特別所得税の創設に係る法改正に伴い、寄附金税額控除に係る所要の改正を行うものです。１ページから２ページの第３６条の２は、町民税の申告について。２ページから３ページの第３６条の３の２は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について。４ページから６ページの第３６条の３の３は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書について。それぞれ公的年金等受給者の扶養

親族等申告書の提出義務の範囲を見直すものです。これは所得税において扶養親族等申告書の提出が不要な場合であっても、個人住民税において扶養親族等の必要な情報が得られるよう提出義務の範囲を拡大する改正です。６ページの第６３条は固定資産税の免税点について改正するもので、物価指数等が上昇していることを踏まえ、固定資産税等が課税されない課税標準額を家屋については現行の２０万円から３０万円に、償却資産については現行の１５０万円から１８０万円に引き上げる改正です。７ページの附則第６条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、スイッチＯＴＣ医薬品、これは医師の処方箋が必要だった医療用医薬品を安全性の高い市販薬へ転用したものになりますけども、この購入対価について令和９年度までとなっている適用期限を撤廃する改正です。第７条の３は個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用期限を５年延長し、入居年を令和７年末から令和１２年入居分までに延長する改正です。７ページから８ページの第７条の４は、寄附金税額控除における特別控除額の特例について改正するものです。これは特定暗号資産取引に係る所得に対する課税方式が、これまでの総合課税から上場株式等と同様の申告分離課税に変更される法改正に伴う規定の改正、及び防衛費増額に伴う財源確保のための復興特別所得税の課税期間の延長と防衛特別所得税の創設に係る法改正に伴い、寄附金税額控除に係る所要の改正を行うものです。８ページの第９条の２は個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等について、防衛費増に伴う財源確保のための復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に係る法改正に伴い、寄附金税額控除に係る所要の改正を行うものです。８ページから１０ページの第１７条の２は優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について改正するもので、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得のうち、２，０００万円以下の部分について、個人住民税の税率を軽減する特別措置の該当土地のうち、国が定める地滑り防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域等の土地の譲渡を該当から外す改正です。１０ページから１１ページの第１９条の３は特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例について、特定暗号資産取引に係る所得に対する課税方式が総合課税から申告分離課税に変更される法改正に伴い、規定を改正するものです。改正文の５ページの附則を御覧ください。改正文の附則は、改正条例の施行期日や経過措置を定めています。第１条では、施行期日について令和９年１月１日とし、例外として第１号では第６３条の改正規定及び附則第３条の規定の施行日を令和９年４月１日に。第２号では、第３４条の７第２項の改正規定並びに附則第７条の４の改正規定、附則第９条の２の改正規定及び附則第１７条の２の改正規定並びに次条第４項の規定の施行日を令和１０年

１月１日に。６ページの第３号では、附則第７条の４の改正規定及び附則第１９条の２の次に１条を加える改正規定並びに次条第３項及び第５項の規定の施行日を金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律、これは令和８年公布予定とされておりますが、この法律の施行の日の属する年の翌々年の１月１日にするものです。以下、第２条は、町民税に関する経過措置を。７ページの第３条は、固定資産税に関する経過措置を定めています。以上、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○秋田町民課長（秋田敏子）　　議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　番外、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子）　　議案第５８号邑南町国民健康保険税条例の一部改正について、御説明申し上げます。この度の改正は、今後の県内保険料水準統一化に向け保険税の急激な引上げを防ぐ対応が必要なため、保険税率の改正をするものでございます。改正内容につきまして、新旧対照表により御説明いたします。第５条、第５条の２につきましては、被保険者に係る基礎課税額についての規定でございます。第５条は均等割額について規定しておりこの課税額を１，３００円引上げ、２万４，６００円とするものでございます。第５条の２は平等割額について規定しており、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯はこの課税額を９００円引上げ、１万５，３００円に。特定世帯は４５０円引上げ、７，６５０円に。特定継続世帯は６７５円引上げ、１万１，４７５円とするものでございます。次に、第６条、第７条の２、第７条の３につきましては、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額についての規定でございます。第６条は所得割額について規定しておりこの税率を０．０１％引上げ、１００分の２．０８とするものでございます。第７条の２は均等割額について規定しておりこの課税額を８００円引上げ、９，２００円とするものでございます。第７条の３は平等割額について規定しており特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、この課税額を５００円引上げ５，７００円に。特定世帯は２５０円引上げ、２，８５０円に。特定継続世帯は３７５円引上げ、４，２７５円とするものでございます。次に、第９条の２、第９条の３につきましては、介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額についての規定でございます。第９条の２は均等割額について規定しておりこの課税額を１，０００円引上げ、１万４００円とするものでございます。第９条の３は平等割額について規定しておりこの課税額を３００円引上げ、５，１００円とするものでございます。次に第２３条でございますが、第１項につきましては均等割額と平等割

額について、７割、５割、２割の軽減対象区分に応じて国民健康保険税の減額をすることが規定をされており、先ほど御説明いたしました第５条、第５条の２、第７条の２、第７条の３、第９条の２、第９条の３に係る均等割額及び平等割額を引き上げることに伴いまして軽減対象区分ごとの保険税の減額を引き上げるものでございます。第２項につきましては、未就学児に係る均等割額について軽減対象区分に応じて国民健康保険税の減額をすることを規定をしており、第１項と同様に軽減対象区分ごとの保険税の減額を引き上げるものでございます。条文に戻りまして、附則、この条例は公布の日から施行し適用区分として令和８年度分の国民健康保険税から適用いたします。令和７年度分までの国民健康保険税につきましてはなお従前の例によります。以上、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○原学びのまち総務課長（原拓矢）　　議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　番外、原学びのまち総務課長。

○原学びのまち総務課長（原拓矢）　　議案第５９号邑南町グラウンド等施設条例の一部改正について、御説明申し上げます。この度の条例の一部改正は、積雪荷重が加わった状態で地震が発生した場合に倒壊の恐れがあるため、現在使用禁止にしております矢上屋内多目的コートについて解体を計画するために用途を廃止するものです。議案に添付しております新旧対照表のとおり、当該施設を削除するものでございます。条文に戻りまして、この条例は公布の日から施行いたします。以上、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

（　日程第１９　議案第６０号
邑南町辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する
財政上の計画の策定について（ 川角平佐辺地 ）　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　　日程第１９、議案第６０号邑南町辺地に係る公共的施設

の総合的な整備に関する財政上の計画の策定を、議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏）　　議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏）　　議案第６０号の提案理由を御説明申し上げます。これは、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては地域みらい課長が説明しますので、よろしくお願いします。

○田村地域みらい課長（田村哲）　　議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　番外、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲）　　議案第６０号邑南町辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について、御説明申し上げます。別紙の総合整備計画を御覧ください。辺地の総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、辺地債を活用して事業を実施する場合において辺地の地区ごとに当該年度から５年間を期間として定めることになっております。本整備計画は町道日南川上田線の改良について、令和７年度までの計画に引き続き総合整備計画を策定するものでございます。１番目の事項辺地の概況についてですが、川角平佐については辺地度点数が１２３点で法既定の点数を満たしているところでございます。２番目の事項公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、本区間の幅員は狭小であり離合が困難でたびたび事故等の危険性が懸念されており、改良工事が急がれます。３番目の事項公共的施設の整備計画でございますが、町道日南川上田線の道路新設改良でございます。期間は令和８年度から令和１２年度までの５年間、改良延長１００メートル、幅員５メートルの事業でございます。総事業費は２億６，２７５万円のうち１億１５０万円を辺地債で借り入れる予定としております。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

（　日程第２０　議案第６１号
令和８年度邑南町一般会計補正予算第１号
日程第２１　議案第６２号
令和８年度邑南町国民健康保険事業
特別会計補正予算第１号
日程第２２　議案第６３号
令和８年度邑南町国民健康保険
直営診療所事業特別会計補正予算第１号　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　日程第２０、議案第６１号令和８年度邑南町一般会計補正予算第１号から、日程第２２号、議案第６３号令和８年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第１号までを一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏）　議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫）　番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏）　議案第６１号から議案第６３号までの提案理由を、御説明申し上げます。議案第６１号令和８年度邑南町一般会計補正予算第１号は、歳入歳出それぞれ１０６万７，０００円を減額するものでございます。議案第６２号令和８年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第１号は、歳入歳出それぞれ３，２３４万９，０００円を追加するものでございます。議案第６３号令和８年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第１号は、歳入歳出それぞれ９６万１，０００円を追加するものでございます。以上、詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明しますので、よろしくお願いします。

○森田財務課長（森田政徳）　議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫）　番外、森田財務課長。

○森田財務課長（森田政徳）　議案第６１号令和８年度邑南町一般会計補正予算第

１号について、説明いたします。予算書の１ページです。第１条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ１０６万７，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を１３５億５，６９３万３，０００円とするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額については、２ページから４ページの第１表歳入歳出予算補正に記載しています。第２条の地方債の補正は５ページの第２表地方債補正のとおり、変更分として集会施設整備事業債を６，４３０万円減額。過疎地域自立促進特別事業債を２９０万円追加。交通施設整備事業債を１，９００万円追加するものです。これにより、地方債の限度額の合計は７億９，３４０万円となります。この度の補正予算の主な内容は、職員の４月人事異動及び新規採用に伴う人件費の補正や瑞穂インターチェンジ・バス待合所・歩道改修事業費の追加などです。補正予算の内容を、予算に関する説明書の事項別明細書で説明いたします。４ページの歳入です。１４款国庫支出金２項国庫補助金２目総務費国庫補助金は６，３６１万円を追加するもので、交付金の名称変更に伴い、新しい地方経済生活環境創生交付金が５４５万２，０００円の皆減。地域未来交付金（デジタル実装型）が４４４万７，０００円の皆増です。また、井原コミュニティセンター整備事業に係る国庫補助金の新規採択により地域未来交付金（地域みらい推進型）が６，４６１万５，０００円の皆増です。１５款県支出金２項県補助金１０目教育費県補助金は、校内教育支援センター支援員配置事業に係る補助金の申請ミスに伴い、３１９万８，０００円を減額するものです。１８款繰入金２項基金繰入金は、財源調整のため財政調整基金繰入金を１，９４９万１，０００円減額するものです。これにより財政調整基金の年度末残高は、６億４，３４３万円となる見込みです。２１款町債１項町債２目総務債は４，２４０万円を減額するもので、集会施設整備事業債が井原コミュニティセンター整備事業に係る国庫補助金の新規採択による財源更正のため、６，４３０万円の減額。過疎地域自立促進特別事業債が発行限度額の再算定に伴う増額により、２９０万円の追加。交通施設整備事業債が瑞穂ＩＣバス待合所歩道改修事業費の財源とするため、１，９００万円の追加です。６ページから歳出です。人件費については４月１日付人事異動に伴う組替え等を行うものですが、全体としては職員数の減などにより減額となっております。補正予算書の後ろに給与費明細書がございますが、会計年度任用職員も含めた一般職の人件費は総額で３，６５５万４，０００円の減額です。報酬が３４７万７，０００円の追加。給料が２，２４８万円の減額。職員手当が６９４万８，０００円の減額。共済費が１，０６０万３，０００円の減額。となっております。以下、人件費補正以外の主なものについて説明いたします。２款総務費１項総務管理費１２目生活交通確保対策事業費、０１５駅・バス停改修整備事業費０２瑞穂ＩＣバス待合所歩道改修事業費は、バス利用者の安全性を高めるため、瑞穂ＩＣバス待合所周辺の施設整備費１，９００万円を追加す

るものです。１０ページ。３款民生費３項生活保護費１目生活保護総務費、００１生活保護総務費０４生活保護システム改修事業費は、情報提供主務省令の一部改正により外国人保護の事務に係る情報連携が可能となったことに伴い、生活保護システムの改修費８２万５，０００円を追加するものです。１２ページ。４款衛生費１項保健衛生費６目斎場運営費、００１斎場運営費（紫光苑）の０２斎場運営費（紫光苑）は、火葬炉の排煙測定を行うための費用６４万２，０００円を追加するものです。１８ページ。１０款教育費、１項教育総務費、５目学校給食費、００１学校給食費０１学校給食費は、給食車の請負業者における車両本体の確保遅延による車検諸費用の計上、及び小学校給食費無償化に伴い小学校の非喫食者に対する支援のため２６万５，０００円を追加するものです。２項小学校費、１目学校管理費、０１１小学校ＩＣＴ活用議事業費０３小学校ＧＩＧＡスクール端末更新事業費は、今年度に更新する学習用端末の初期設定に当たり県全体で統一した県域ドメイン（これはインターネット上の住所を県全体で統一して管理するサービスのことでございますが）、この県域ドメインを使用したほうが安価で管理も県が主導であることが最近提示されたため登録費用等５５万２，０００円を追加するものです。２０ページ。３項中学校費１目学校管理費００６中学校ＩＣＴ活用事業費、０３中学校ＧＩＧＡスクール端末更新事業費は、小学校と同様に県域ドメインの登録費用等２２万２，０００円を追加するものです。以上、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○秋田町民課長（秋田敏子）　　議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫）　　番外、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子）　　議案第６２号令和８年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第１号について、御説明申し上げます。第１条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ３，２３４万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３億２，１３４万９，０００円とするものでございます。この度の補正は、子ども・子育て支援納付金分保険税の計上、人事異動に伴う職員給与費の追加及び令和７年度保険給付費等交付金返還金の追加でございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。１款国民健康保険税１項国民健康保険税でございますが、令和８年度より子ども・子育て支援納付金分保険税を徴収することに伴い、４６８万４，０００円を追加するものでございます。９款繰入金１項基金繰入金でございますが、国

民健康保険事業基金繰入金を４６８万４，０００円減額するものでございます。同款２項他会計繰入金でございますが、一般会計繰入金を１，１９７万１，０００円追加するものでございます。次に、１１款諸収入２項雑入でございますが、保険給付返還金を２，０３７万８，０００円追加するものでございます。続きまして歳出でございます。１款総務費１項総務管理費でございますが、職員給与費を１，１９７万１，０００円追加するものでございます。次に９款諸支出金１項償還金及び還付加算金でございますが、償還金を２，０３７万８，０００円追加するものでございます。続きまして、議案第６３号令和８年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第１号について、御説明申し上げます。第１条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ９６万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億３，８２６万１，０００円とするものでございます。この度の補正は、人事異動等に伴う職員給与費の追加及び県補助金の追加によるものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で御説明いたします。はじめに歳入でございます。５款県支出金１項県補助金でございますが、医療機関等における賃上げ、物価上昇に対する支援事業費給付金を５１万円追加するものでございます。次に８款繰入金１項他会計繰入金でございますが、各診療所の運営費補填分を合わせまして４５万１，０００円減額するものでございます。次に歳出でございます。１款総務費１項施設管理費１目一般管理費でございますが、阿須那・矢上診療所分の報酬及び矢上診療所分の職員給与費を合わせまして、９６万１，０００円追加するものでございます。以上、２会計につきましてそれぞれ地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫）　以上で提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

（　散会宣告　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　以上で、本日の日程は全て議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。お疲れ様でした。

――　午前１１時０６分　散会　――